

【風水害応急対策編】

市の各部課、各防災関係機関は、この計画を円滑に運用するため、災害応急対策活動マニュアルを事前に作成して、**誰が・いつ・何を・どのように行うのか明らかにしておく。**

また、訓練・演習の後は、本計画を検証し、必要に応じて修正案を防災会議事務局に提出するとともに、**人事異動の際は、災害応急対策活動マニュアルに記載した担当者（誰が）を引継ぎする。**

第1章	災害警戒期の活動	1
第1節	気象予警報等の収集伝達	1
第2節	組織動員	15
第3節	警戒活動	21
第4節	避難誘導	24
第2章	災害発生後の活動	36
第1節	災害情報の収集伝達	36
第2節	災害広報	39
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援	42
第4節	自衛隊の災害派遣	46
第5節	救助・救急活動	49
第6節	医療救護活動	51
第7節	交通規制・緊急輸送活動	55
第8節	二次災害の防止	59
第9節	ライフラインの確保	61
第10節	交通の維持復旧	64
第11節	農産業関係応急対策	66
第12節	災害救助法の適用	67
第13節	指定避難所の開設・運営等	69
第14節	緊急物資の供給	73
第15節	保健衛生活動	75
第16節	避難行動要支援者への支援	78
第17節	被災者の生活支援	80
第18節	社会秩序の維持	81
第19節	住宅の応急確保	83
第20節	応急教育及び保育対策	86
第21節	廃棄物の処理	89
第22節	遺体対策	92
第23節	自発的支援の受入れ	94
第24節	広域一時滞在への対応	97

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の収集伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、気象予警報その他災害に関する情報等を各防災関係機関の有機的な連携のもとに、迅速かつ的確に収集伝達してその周知徹底を図り、的確な応急対策の実施に資する。

なお、大阪管区气象台及び府は、参考となる警戒レベルを附して気象予警報の伝達、周知する。

第1 気象情報等の監視

実施担当 本部事務局、消防班、大阪管区气象台、防災関係機関

市及び防災関係機関は、気象状況や警報等の発表を防災情報システム、テレビ、ラジオ、ホームページ等で監視し、状況の把握と予測を行う。

(1) 注意報

大阪管区气象台より、気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報が発表される。

種 類		発表基準
気象注意報	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上。
	雷注意報（注6）	落雷等により被害が予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」である。 ①表面雨量指数基準 15 ②土壌雨量指数基準 87
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」である。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（12.7） ②流域雨量指数基準 北川流域（6.9） ③複合基準※1 天野川流域（9、10） ④複合基準※1 北川流域（7、6.9）

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

(2) 警報

大阪管区气象台より、気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報が発表される。

種 類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上。
	大雨警報（注4）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。 ①表面雨量指数基準 20 ②土壌雨量指数基準 130
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（15.9） ②流域雨量指数基準 北川流域（8.7） ③複合基準※1 天野川流域（9、13.8） ④複合基準※1 北川流域（12、8.3）

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予警報規程第3条）

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予警報規定第12条）

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。

注5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（交野市は東部大阪）」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

(3) 特別警報

大阪管区気象台より、気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村毎に特別警報が発表される。

現象の種類	発表基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合である。 災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す「警戒レベル 5」に相当。
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。

注 1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

(4) 気象情報

大阪管区気象台は、気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。

なお、竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度 2 が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表しており、有効期間は発表から約 1 時間、発表後すみやかに防災機関や報道機関へ伝達される。

(5) 土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき、避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、災害対策基本法第 51 条、第 55 条、気象業務法第 11 条、第 13 条、第 15 条）

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

※土壌雨量指数とは、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく 1 km 四方の領域ごとに算出する。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：土砂災害警戒区域等の外へ避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：土砂災害警戒区域等の外へ高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

第2 気象警報等の伝達

実施担当	各班、大阪府、大阪管区气象台
------	----------------

大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

交野市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合は、速やかに市長、副市長及び各部長にその旨を伝達する。

1. 勤務時間外の措置

消防本部は、危機管理室長に連絡し、警報等の発表の覚知を確認する。

また、各職員への伝達は、動員連絡体制により行う。

2. 住民への伝達

- (1) 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。

特に、台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。

- (2) 市は、防災行政無線、広報車、警鐘等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

- (3) 市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び气象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努める。

- (4) 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとし、その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

3. 学校、社会福祉施設等への伝達

各部は、所管する市施設への伝達を行う。

また、教育委員会は、各学校への伝達を、福祉部は、各社会福祉施設への伝達を行う。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

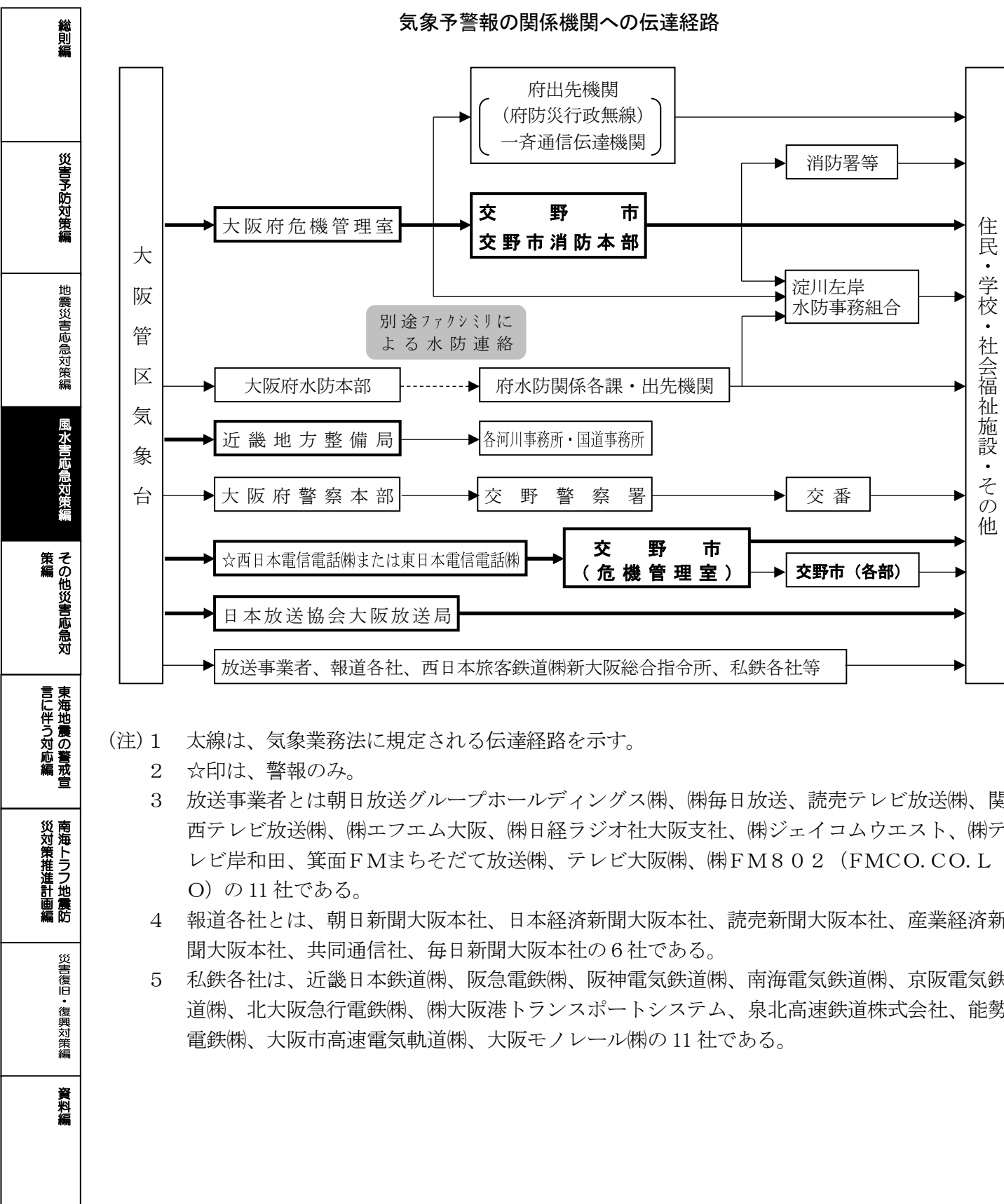
その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

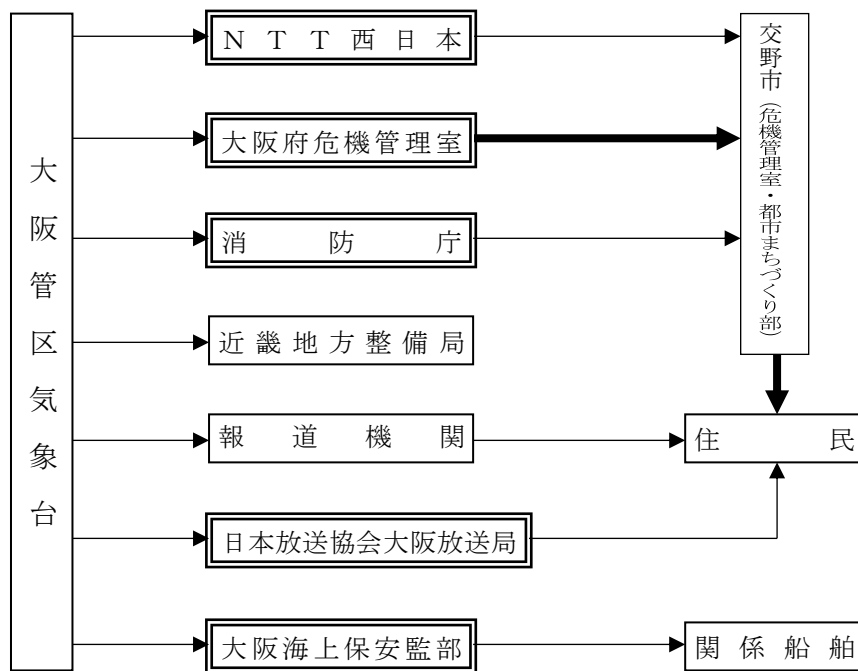
南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編



特別警報の伝達経路



- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
- 2 太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第 3 水位周知河川の水位到達情報の伝達

実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、消防班

1. 水位周知河川

知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川であり、水位到達情報を発表する。

大阪府内で 26 河川指定されており、交野市に影響がある河川は天野川、穂谷川である。

2. 水位到達情報

知事から天野川、穂谷川の水位到達情報（避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位））が発表された場合、危機管理室長又は都市まちづくり部長は、速やかに市長及び相互に伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達するとともに、防災行政無線、広報車等により住民への周知を図る。

水位到達情報

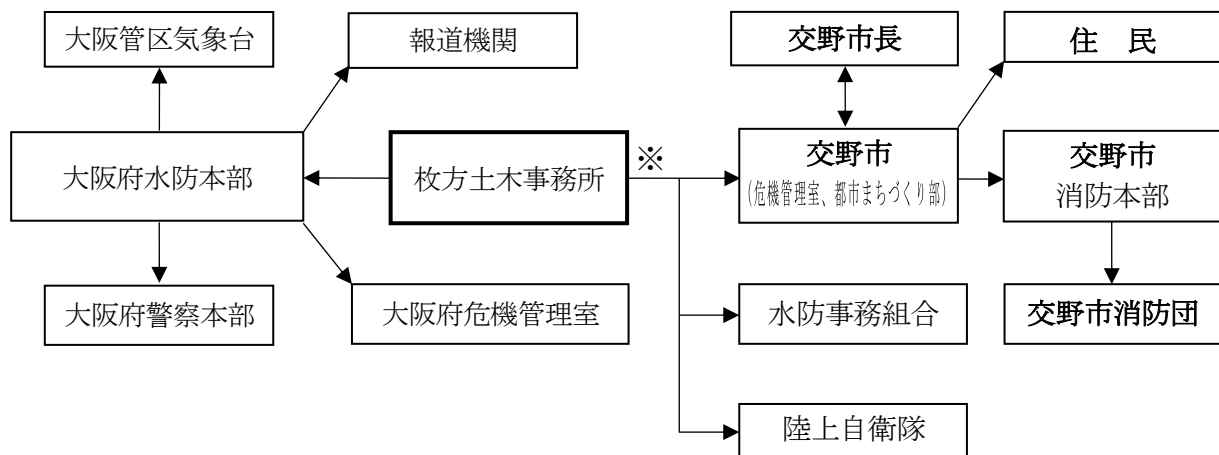
発表情報	発表の基準
氾濫警戒情報	対象量水標で避難判断水位に到達した場合
氾濫危険情報（洪水特別警戒水位到達情報）	対象量水標で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合

※避難判断水位とは、「氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（水防法第 13 条で規定された特別警戒水位）」

洪水区域及び基準水位

河川名		区域	延長 (km)	対象 量水標		氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)
天野川	左岸	交野市藤が尾 1 丁目地先（天野川橋下流端）から淀川合流点まで	6.5	全区域	禁野橋	3.50	4.30	4.50
	右岸	交野市私市 5 丁目地先（天野川橋下流端）から淀川合流点まで						
穂谷川	左岸	枚方市田口 5 丁目地先（穂谷川新橋下流端）から淀川合流点まで	3.4	全区域	山垣内橋	2.25	2.60	2.70
	右岸	枚方市招提南町 3 丁目地先（穂谷川新橋下流端）から淀川合流点まで						

水位到達情報の連絡系統図



※土木事務所の代理で、府水防本部から連絡する場合があります。

第4 水防警報の伝達

実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、消防班

府知事から天野川、穂谷川の水防警報が発表された場合、危機管理室長又は都市まちづくり部長は速やかに市長及び相互に伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。

また、天野川の水位が特別警戒水位に到達した旨の情報を得た場合は、防災行政無線、広報車等により住民への周知を図る。

水防警報発令の段階

段階	種類	内 容	発表基準
第1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認められるとき。
第2	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により、必要と認められるとき。
第3	出動	1) 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 2) 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	1) 氾濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 2) 氾濫警戒情報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
第4	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

水防警報の発令の時期

種 別	大阪府知事指定
河 川 名	天野川
準 備	水防団待機水位（通報水位：枚方市禁野橋：1.00m）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する。）
出 動	①氾濫注意水位（枚方市禁野橋：3.50m）に達したとき ②氾濫注意水位に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき
解 除	水位が氾濫注意水位以下になり、水防活動を必要としなくなったとき
準備解除	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、または、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき

種 別	大阪府知事指定
河 川 名	穂谷川
準 備	水防団待機水位（通報水位：枚方市山垣内橋：1.00m）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する。）
出 動	①氾濫注意水位（枚方市山垣内橋：2.25m）に達したとき ②氾濫注意水位に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき
解 除	水位が氾濫注意水位以下になり、水防活動を必要としなくなったとき
準備解除	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、または水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき

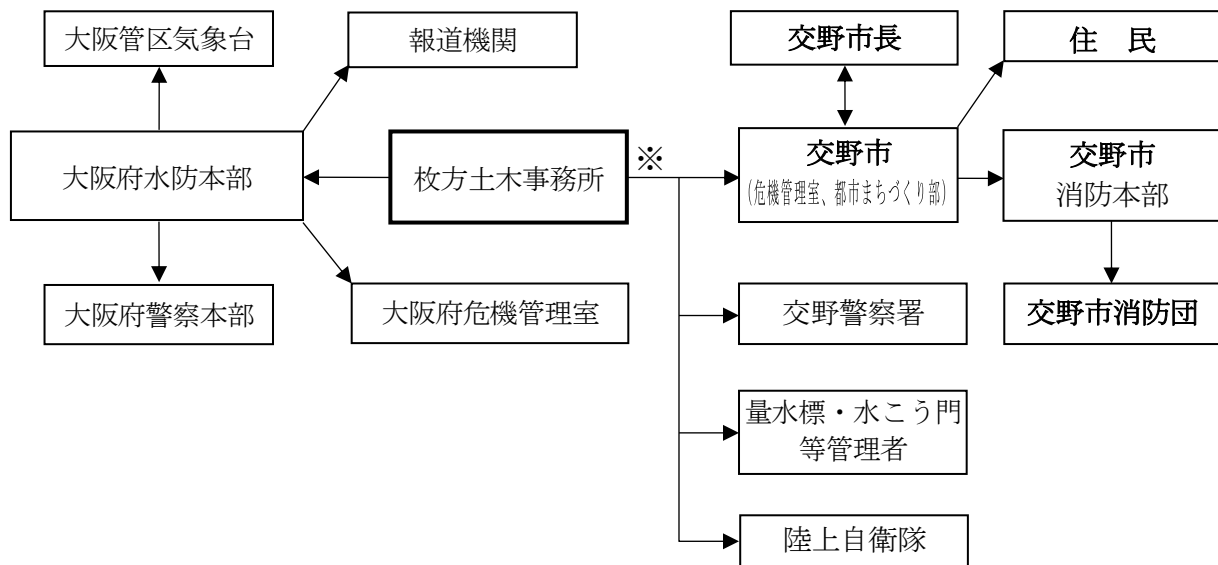
注）「待機」は省略。

「出動」は①を基本とするが、急激な水位上昇の場合には②もありうる。

「準備解除」は、「準備」を発表したが「出動」及び「解除」が発表されない場合に発表。

「水防団待機水位」、「氾濫注意水位」とは、上記の水防活動の基準として、水防警報を行う河川について河川管理者が設定した水位である。

知事の行う水防警報連絡系統図



第5 雨量・水位の解析等

実施担当 本部事務局、インフラ対策班、大阪府

市は、土砂災害や洪水に注意を要する場合、警戒・避難活動等に備えて雨量や水位を監視し、災害が発生するおそれがある地区や時期を予測し、出来る限り市民に伝達を行うよう努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編

1. 解析

(1) 雨量

大阪府河川防災情報の雨量観測所

観測所名	流域河川名	所在地	管理者	観測者	既往日降雨量
星 田	たち川	交野市星田 3351地先	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072(844)1331	H11. 8. 10 184mm

災害予防対策編

大阪府土砂災害予警報システム土石流テレメーター観測局

観測局名	所在地
倉 治	交野市神宮寺2丁目9-12
森 南	交野市森南2丁目447-2
妙見東	交野市妙見東3-5001-146
星田西	交野市星田西3-28-1

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

(2) 水位

河川水位観測所

観測所名	河川名	通報水位※ ¹ 警戒水位※ ²	所在地	管理者	観測者	既往 最高水位 (最高標読)
禁野橋	天野川	1.00 3.50	枚方市 禁野	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072(844)1331	H11. 8. 11 3.47m
山垣内橋	穂谷川	1.00 2.25	枚方市 牧野阪	〃	〃	S42. 7. 9 3.35m

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

※1 通報水位は、水防団待機水位（通報水位）を表す

※2 警戒水位は、氾濫注意水位（警戒水位）を表す

危機管理型水位計観測所

観測所名	河川名	所在地	管理者	水位計種類
西長砂橋	前川	交野市私部西3丁目	枚方土木 事務所長	超音波式
前田橋	北川	枚方市村野南町	枚方土木 事務所長	超音波式

南海トラフ地震防災対策推進計画編

ため池水位観測所

観測所名	施設	通報水位 警戒水位	余水吐底より 堤防天端まで	所在地	管理者
星田大池	テレメーター	余水吐敷高 1.75m	4.0m	交野市星田7丁目	中部農と緑 事務所長

資料編

災害復旧・復興対策編

2. 情報提供

市及び府は、雨量、水位の情報を、ホームページ等で住民にリアルタイムに提供する。

第6 異常現象発見時の通報

実施担当 本部事務局、大阪府警察本部（交野警察署）

災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1. 水害（河川・ため池）

- (1) 堤防の亀裂又は欠け・崩れ
- (2) 堤防からの越水
- (3) 堤防の天端の亀裂又は沈下 等

2. 土砂災害

- (1) 土石流
 - ① 山鳴り
 - ② 降雨時の川の水位の低下
 - ③ 川の流れの濁り及び流木の混在 等
- (2) 地すべり
 - ① 地面のひび割れ
 - ② 沢や井戸水の濁り
 - ③ 斜面からの水の吹き出し 等
- (3) がけ崩れ
 - ① 湧き水の濁り
 - ② がけの亀裂
 - ③ 小石の落下 等
- (4) 山地災害
 - ① 湧き水の量の変化（増加又は枯渇）
 - ② 山の斜面を水が走る 等

第7 土砂災害警戒情報の伝達

実施担当 本部事務局、インフラ対策班、大阪府警察本部（交野警察署）、大阪管区气象台

府及び大阪管区气象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。

土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当し、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域に対して、避難指示等を発令するかどうか判断し、防災行政無線や広報車、緊急速報メール、ホームページなど様々な手段を用いて、市民に呼びかけを行う。

また、各土砂災害警戒区域の区長に対し、パトロールや避難等の自主防災活動の参考となる情報（雨量、警報等）を、伝達する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

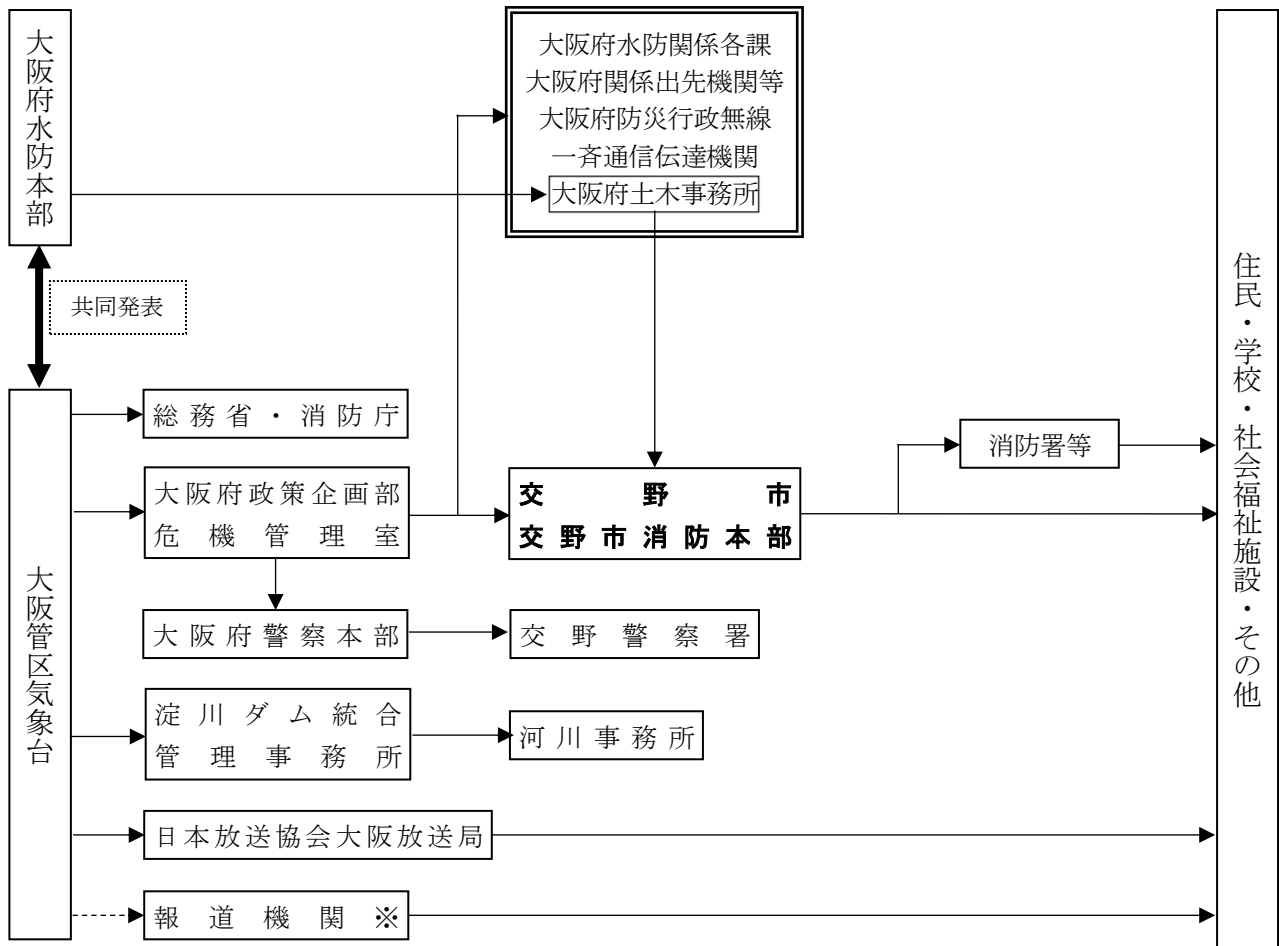
南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

なお、各土砂災害警戒区域における避難・救助の方法は、本章「第4節 避難誘導」及び第2章「第5節 救助・救急活動」に準ずる。

土砂災害警戒情報の関係機関への伝達系統図



※東京キー局・気象業務支援センター等の他機関を介した伝達

第2節 組織動員

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防御及び被害の軽減等災害応急対策を実施するため、必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

また、短期風水害対応の場合には、災害応急対策が一部の部局のみの負担とならないよう配慮し、全庁的な対応を行うよう別で定めるものとする。

第1 組織体制

実施担当	各班
------	----

危機管理室長は、災害発生のおそれがある場合には、情報の収集・分析等を行う体制をとる。

1. 警戒体制の設置

(1) 設置基準

- ① 20mm以上の時間雨量があるとき
- ② 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき
- ③ 水防警報（準備）が発表されたとき
- ④ 土砂災害相互通報基準に達したとき
- ⑤ その他、危機管理室長が必要と認めたとき

(2) 解除基準

- ① 災害警戒本部が設置されたとき
- ② 危機管理室長が必要なしと認めたとき

(3) 組織、業務

都市まちづくり部及び危機管理室が、水防体制を編成し、災害情報の収集、災害危険箇所の点検等を行う。

2. 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

- ① 台風の上陸、接近等に伴い、災害の発生が予想される時
- ② 水防警報（待機）が発表されたとき
- ③ 市内で災害が発生するおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき
- ④ 自主避難所を開設するとき
- ⑤ その他、副市長が必要と認めたとき

(2) 解除基準

- ① 災害対策本部が設置されたとき
- ② その他、副市長が必要なしと認めたとき

(3) 組織、業務

「災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表」のとおりとする。

3. 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

なお、市長が災害対策本部長の任務にあたり、市長が不在等の場合は、副市長、教育長、水道事

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

業管理者の順位で代行する。

(1) 設置基準

- ① 災害が発生したとき
- ② 避難指示等を発令するとき
- ③ 特別警報が発表されたとき
- ④ その他、市長が必要と認めたとき

(2) 解除基準

- ① 災害応急対策が概ね完了したとき
- ② その他、市長が必要なしと認めたとき

(3) 組織、業務

「災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表」のとおりとする。

災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表

各 部 班 に 共通の業務	1. 所管施設の初期被害把握、応急対策に関すること 2. 部に関係する情報の収集、調査及び報告に関すること 3. 部の災害対策活動に必要な資機材の調達に関すること 4. 部の関係機関・団体との連絡調整及び応援要請に関すること 5. 部に関係するボランティアとの調整に関すること 6. 部に関係する災害記録に関すること 7. 市長が必要と認める事項
------------------	---

部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事 務 分 掌
本部 指揮部	危機管理室長	本部事務局 (危機管理室)	1. 災害対策本部（警戒本部）の運営に関すること 2. 本部指令の伝達に関すること 3. 防災行政無線の通信統制に関すること 4. 防災関係機関との総合調整に関すること 5. 災害情報の総括及び府等への報告に関すること 6. 災害救助法適用事務の総括に関すること 7. 避難指示等の発令に関すること 8. 災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関すること 9. 被災者生活再建支援金に関すること 10. 緊急通行車両の届出に関すること 11. 災害時用井戸の運用管理に関すること 12. 人命の捜索に関すること
情報 総括部	企画財政部長	情報総括班 (秘書政策課) (財務課) (情報マーケティング課)	1. 災害情報の収集・集約に関すること 2. コールセンターの設置・運営に関すること 3. 広報活動に関すること 4. 報道機関との連絡調整に関すること 5. 災害状況の記録に関すること 6. 基幹系・情報系システムの維持に関すること 7. 災害対策関係予算その他財務に関すること 8. 本部長・副本部長の秘書に関すること 9. 災害視察団等の受入れに関すること 10. 物資部の応援に関すること

部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事務分掌	総則編
総務部	総務部長	人事班 (人事課)	1. 職員の配備に関すること 2. 職員の参集状況の把握に関すること 3. 他機関の職員の受入に関すること 4. 職員の給与及び給食に関すること	災害予防対策編
		総務班 (総務課)	1. 庁舎の保全に関すること 2. 電話回線の確保に関すること 3. 義援金の保管・配分に関すること 4. 被災者相談窓口の運営に関すること 5. 日用品等の流通、物価の安定監視に関すること 6. 物資部の応援に関すること 7. 避難対策部の応援に関すること	
物資部	財産管理室長	物資班 (財産管理室) ①	1. 車両と燃料の確保に関すること 2. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関すること 3. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関すること 4. 臨時ヘリポートの開設後の管理に関すること	地震災害応急対策編
市民部	市民部長	市民班 (市民課) ② (税務室)	1. 被害家屋認定調査に関すること 2. 被災証明の発行に関すること 3. 遺体の埋火葬に関すること 4. 避難対策部の応援に関すること	風水害応急対策編
地域振興部	地域振興部長	地域振興班 (地域振興課) ①	1. 地区との連絡調整に関すること 2. 農地、農作物等の応急対策に関すること 3. 避難対策部の応援に関すること	その他災害応急対策編
健やか部	健やか部長	医療衛生班 (健康増進課) (子育て支援課) (こども家庭室)	1. 交野市医師会との連絡調整に関すること 2. 交野市歯科医師会との連絡調整に関すること 3. 北河内薬剤師会との連絡調整に関すること 4. 四條畷保健所との連絡調整に関すること 5. 医療活動に関すること 6. 医薬品、医療資器材等の調達、救護所等への供給に関すること 7. 感染症対策・保健衛生に関すること	
		園児対策班 (こども園課) (児童発達支援センター) (あさひ認定こども園) (くらやま認定こども園)	1. 市立園の在園児及び通園児の安否確認・安全確保に関すること 2. 民間幼保施設の確認に関すること	東海地震の警戒宣言に伴う対応編
福祉部	福祉部長	福祉班 (福祉総務課) (生活福祉課) (障がい福祉課) (高齢介護課)	1. 避難行動要支援者に関すること 2. 遺体の安置等に関すること 3. 義援金の受付に関すること 4. 災害ボランティアセンターに関すること 5. 福祉施設の確認に関すること 6. 福祉避難所の開設・運営に関すること 7. 日本赤十字社との連絡調整に関すること	南海トラフ地震防災対策推進計画編
環境部	環境部長	廃棄物処理班 (環境事業課)	1. し尿及びごみの収集処理に関すること 2. し尿汲み取り業者及びごみ収集業者への協力要請並びに指導監督に関すること 3. 仮設トイレの設置に関すること 4. 災害廃棄物等の処理に関すること	災害復旧・復興対策編
		環境衛生班 (環境衛生課)	1. 動物の保護等に関すること 2. 防疫(消毒、鼠・昆虫の駆除等)に関すること 3. 山地災害危険地区の把握に関すること	資料編

総則編	部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事 務 分 掌
災害予防対策編	建築物 対策部	都市まちづくり部長	建築物対策班 (都市まちづくり課) (開発調整課) (財産管理室) ② (まなび舎整備課) ①	1. 指定避難所の被害実態調査、応急対策に関する こと 2. 公共施設の被害実態調査、応急対策に関する こと 3. 既存住宅地及び家屋の被害実態調査、応急対 策に関すること 4. 建築物及び宅地の応急危険度判定に関するこ と 5. 応急仮設住宅等に関すること 6. 宅地の防災パトロールに関すること 7. 市営住宅の被害実態調査、応急対策に関する こと
地震災害応急対策編	インフ ラ対策 部	都市まちづくり部長	インフラ対策班 (土木管理課) (土木整備課)	1. 水防活動に関すること 2. 災害危険個所のパトロールに関すること 3. 道路・橋梁等の被害調査、応急対策に関する こと 4. 公園施設及び街路樹の被害調査、応急対策に 関すること 5. 道路の交通規制に関すること 6. 道路上のがれき除去に関すること 7. 河川・水路の被害調査、応急対策に関すること 8. ため池の被害調査、応急対策に関すること
風水害応急対策編		上下水道統合 準備室長	(下水道課)	1. 下水道施設の被害調査、応急対策に関すること
その他災害応急対 策編	教育部	教育次長	児童・生徒対策班 (教育総務企画課) (学校教育課)	1. 児童及び生徒の安否確認・安全確保に関する こと 2. 学用品の調達及び支給に関すること 3. 応急教育体制及び施設の確保に関すること
東海地震の警戒宣 言に伴う対応編			給食班 (学校給食センター)	1. 食料、炊き出し資器材等の調達、避難所等へ の供給に関すること
南海トラフ地震防 災対策推進計画編	避難 対策部	学校教育部長	避難対策班 (市民課) ① (医療保険課) (文化観光課) (スポーツ青少年課) (地域振興課) ② (図書館) (まなび舎整備課) ② (まなび支援課) (行政委員会) (会計室)	1. 避難所の開設・運営に関すること
災害復旧・復興対策編	議会 事務局	議会事務局長	議会班 (議会事務局)	1. 市議会との連絡調整及び情報処理に関するこ と 2. 避難対策部の応援に関すること
資料編	消防本部	消防長	消防班 (消防本部) (消防団)	1. 火災、救急、救助等災害対応に関すること 2. 広域応援に関すること 3. 危険物等の措置に関すること 4. 避難誘導に関すること 5. 水防活動に関すること 6. 消防関係機関との連絡調整に関すること

部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事務分掌
水道局	水道局長	水道班 (水道局)	1. 応急給水に関する事 2. 水道施設の被害調査、応急対策に関する事 3. 取水井や浄水場の管理及び原水・浄水の確保に関する事 4. 水質管理に関する事 5. 広域給水応援の受入れ調整に関する事

※番号に□囲いのある業務は、災害警戒本部の対応業務。

※①②の番号のある部局については、①を優先業務とする。

4. 現地対策本部の設置

市長は、市域内に大規模な災害が発生した場合には、現地対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ① 市域内に大規模な災害が発生したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

(2) 解除基準

- ① 災害応急対策が概ね完了したとき
- ② その他市長が必要なしと認めたとき

(3) 組織、事務分掌

- ① 本部長：市長が指名するもの
- ② 組織体制

部	班	主担当	事務分掌
現地対策本部	現地対策本部 総括班	物資班 (財産管理室) 避難対策班 (市民課) (医療保険課) (文化観光課) (スポーツ青少年課) (図書館) (まなび舎整備課) (まなび支援課)	1. 現地対策本部の運営に関する事 2. 物資の管理・受け入れに関する事 3. 避難所運営の統括に関する事 4. 臨時ヘリポートの開設・管理に関する事
	物資班		1. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 2. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する事
	避難対策班	(行政委員会) (会計室)	1. 避難所の開設・運営に関する事

- ③ その他：現地対策本部の配備体制は、災害の規模や状況に応じて、市長が定める。

5. 府現地災害対策本部との連携

府が、現地災害対策本部を設置した場合、この組織と連携を図って活動する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第2 動員配備体制

実施担当	各班
------	----

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

1. 配備時期

各配備区分の職員数は、災害時配備要領にあらかじめ定められるが、本部の判断で増減することができる。

体 制	配 備 時 期
1号配備	① 災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき ② その他、市長が必要と認めたとき
2号配備	① 防災関係機関が災害情報により災害が発生したと判断したとき ② その他、市長が必要と認めたとき
3号配備	① 防災関係機関が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき ② 市域に特別警報が発表されたとき ③ その他、市長が必要と認めたとき

2. 勤務時間内における連絡体制

危機管理室長は、速やかに市長、副市長、関係部長等に口頭又は電話で連絡するとともに、庁内放送、メール、チャットツール等を通じて職員に職員配備体制について伝達する。

3. 勤務時間外における連絡体制

危機管理室長は、市長、副市長、関係部長等へ電話連絡する。
各職員へは、あらかじめ定める各部の連絡網により伝達する。

第3 防災関係機関の組織動員体制

実施担当	防災関係機関
------	--------

防災関係機関は、災害の規模に応じ、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう動員配備を行う。

第 3 節 警戒活動

市及び防災関係機関は、氾濫や土砂災害の発生に対する避難や二次災害の防止に備え警戒活動を行う。

第 1 水防活動

実施担当	本部事務局、消防班、インフラ対策班、ため池管理者、 大阪府警察本部（交野警察署）
------	---

市及び水防関係機関は、市域において洪水等による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

また、災害の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、府現地指導班長（洪水に関しては枚方土木事務所長、ため池に関しては中部農と緑の総合事務所長）に報告する。
 - ① 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - ② 堤防からの越水状況
 - ③ 樋門の水漏れ
 - ④ 橋梁等構造物の異常
 - ⑤ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

第 2 土砂災害警戒活動

実施担当	インフラ対策班、大阪府
------	-------------

市は、土砂災害に対する避難に備えるため、砂防関係機関等と連携して、土砂災害の警戒を行う。

1. 警戒活動

インフラ対策班（都市まちづくり部）は、部長の指示に基づき、土砂災害危険区域（箇所）・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の警戒及び巡見を行い、災害の前兆現象の把握に努める。

前兆現象を確認した場合、応援や自主防災組織等の活動を要請し、警戒区域の設定を要する場合は、速やかに部長を通じて市長（本部長）に報告する。

また、住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

2. 情報交換の徹底

市は、隣接市、河川管理者・砂防関係機関、气象台等と、それぞれが把握している土砂災害関連情報を相互に交換し、流域全体の減災を図る。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

3. 斜面判定制度の活用

府及び市は、必要に応じて、NPO法人砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

第3 ライフライン・交通等警戒活動

実施担当	水道班、インフラ対策班、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱、西日本電信電話㈱等、KDDI㈱（関西総支社）、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱、日本放送協会、民間放送事業者、西日本旅客鉄道㈱等、京阪電気鉄道㈱、京阪バス㈱（交野営業所）、近畿地方整備局、大阪府、西日本高速道路㈱（関西支社）
------	--

ライフライン及び交通に関わる事業者は、豪雨・暴風等によって発生する災害に備える。

1. ライフライン事業者

気象情報の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道

次の措置を行う。

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ③ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

- ① 情報連絡回線の作成及び情報連絡員の配置
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置
- ③ 重要回線・設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- ④ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配備及び電源設備に対する必要な措置の実施
- ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- ⑥ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- ⑦ その他安全上必要な措置

2. 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

3. 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

(1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社等、京阪電気鉄道株式会社）

① 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。

② 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（市、近畿地方整備局、府、京阪バス株式会社（交野営業所）、西日本高速道路株式会社（関西支社））

① 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

② 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等の適切な措置を講ずる。

第4 物資等の事前状況確認

実施担当	水道班、インフラ対策班、物資班、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪府
------	--

市は、府と連携し、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

府及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

また、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第4節 避難誘導

市及び防災関係機関は、災害から住民の安全を確保するため相互に連携し、避難指示・誘導等の必要な措置を講ずる。なお、発令は「避難情報等の判断・伝達マニュアル」の洪水編又は土砂災害編における発令基準に基づき行う。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者支援事業（おりひめ支え愛プロジェクト）」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

避難指示等の意味合い

		発令時の状況	住民に求める行動	交野市の発令の目安
警戒レベル3	高齢者等避難	災害発生の可能性があり、避難指示を発令することが予想される状況	- 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 - その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 - 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。	【土砂災害】 - 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）に達し、今後も引き続き降雨が見込まれる場合 - 府が提供する土砂災害危険度情報（警戒）による場合 【洪水】 - 禁野橋の水位計が「避難判断水位」に達し、今後も引き続き降雨等により、水位の上昇が見込まれる場合 - 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）による場合
	避難指示	災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況	- 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 - 指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。	【土砂災害】 - 土砂災害警戒情報の発表 - 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険）に達し、災害発生が迫っていると考えられる場合 - 府が提供する土砂災害危険度情報（危険）による場合 【洪水】 - 禁野橋の水位計が「氾濫危険水位」に達した場合 - 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険）による場合

		発令時の状況	住民に求める行動	交野市の発令の目安
警戒レベル5	緊急安全確保	・災害が実際に発生している状況	・命を守るための最善の行動をとる。 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合は「緊急安全確保」を行う。	・大雨特別警報（土砂災害）（浸水害）の発表 ・土砂災害や洪水が発生していることを確認した場合 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）に達した場合

注1 市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における発令に努める。

注2 避難指示等は地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。

注3 災害発生情報は市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。

注4 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5を災害発生を確認した状況だけでなく、災害が切迫した状況においても発令できるようになったことから、大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注5 気象庁は、令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和4年9月更新）等を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」や「交野市災害（土砂災害・洪水等）対応タイムライン」を作成するとともに、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアル及びタイムラインを改訂する。

【避難情報の発令の判断基準】

「洪水」に関する避難情報の実際の発令にあたっては、川の水位や今後の気象予測、水防班の巡視等からの報告等を踏まえ、最終的に発令するかどうかを判断する。

また、河川ごとに規模の大小、水位計の有無、水位情報の設定の有無等が異なるため、河川ごとに設定を行う。なお、各項目のいずれかに該当する場合に発令することになるが、警戒レベル5の緊急安全確保は、必ず発令しなければならないわけではなく、これら以外の場合においても、住民等に行動変容を求めるために発令することがある。

「土砂災害」に関する避難情報の実際の発令にあたっては、土砂災害危険度情報や今後の気象予測、土砂災害の前兆現象、土砂災害危険個所の巡視等からの報告等を踏まえ、最終的に発令するかどうかを判断する。

以下に「避難情報等の判断・伝達マニュアル」における、洪水及び土砂災害に関する避難情報の発令基準を示す。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

避難情報の発令基準（洪水）

	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
総則編			
災害予防対策編	1：天野川の禁野橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.3mに到達した場合 2：天野川の禁野橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である3.5mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合	1：天野川の禁野橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.5mに到達した場合 2：天野川の禁野橋水位観測所の水位が避難判断水位である4.3mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合	1：天野川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
地震災害応急対策編	①天野川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②天野川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合	①天野川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②天野川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合	3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）
風水害応急対策編	3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	
その他災害応急対策編			
東海地震の警戒宣言に伴う対応編			
南海トラフ地震防災対策推進計画編			
災害復旧・復興対策編			
資料編			

天野川（水位周知河川）

	警戒レベル 3 高齢者等避難	警戒レベル 4 避難指示	警戒レベル 5 緊急安全確保
穂谷川 (水位周知河川)	1：穂谷川の山垣内橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル 3 水位）である 2.6m に到達した場合 2：穂谷川の山垣内橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 2.25m を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①穂谷川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②穂谷川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	1：穂谷川の山垣内橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル 4 水位）である 2.7m に到達した場合 2：穂谷川の山垣内橋水位観測所の水位が避難判断水位である 2.6m を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①穂谷川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②穂谷川の上流域において大量または強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	1：穂谷川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編		警戒レベル 3 高齢者等避難	警戒レベル 4 避難指示	警戒レベル 5 緊急安全確保
災害予防対策編	北 川	1：北川の前田橋水位計が観測開始水位である-2.83mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①北川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②北川の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	1：北川の前田橋水位計が観測開始水位である-2.83mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①北川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル 4 相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②北川の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	1：北川の前田橋水位計の水位が氾濫開始水位に到達した場合 2：北川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル 5 相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）
地震災害応急対策編				
風水害応急対策編				
その他災害応急対策編				
東海地震の警戒宣言に伴う対応編				
南海トラフ地震防災対策推進計画編				
災害復旧・復興対策編				
資料編				

	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保	総則編
前 川	1：前川の西長砂橋水位計が観測開始水位である-3.26mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①前川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②前川の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	1：前川の西長砂橋水位計が観測開始水位である-3.26mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①前川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②前川の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	1：前川の西長砂橋水位計の水位が氾濫開始水位に到達した場合 2：前川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）	災害予防対策編
				地震災害応急対策編
				風水害応急対策編
				その他災害応急対策編
				東海地震の警戒宣言に伴う対応編
				南海トラフ地震防災対策推進計画編
				災害復旧・復興対策編
				資料編

総則編		警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
災害予防対策編				
地震災害応急対策編				
風水害応急対策編	たち川（傍示川）	1：たち川の寝屋下橋水位計が観測開始水位である-1.92mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①たち川（傍示川）の洪水キクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②たち川（傍示川）の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	1：たち川の寝屋下橋水位計が観測開始水位である-1.92mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①たち川（傍示川）の洪水キクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②たち川（傍示川）の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	1：たち川の寝屋下橋水位計の水位が氾濫開始水位に到達した場合 2：たち川（傍示川）の洪水キクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）
その他災害応急対策編				
東海地震の警戒宣言に伴う対応編				
南海トラフ地震防災対策推進計画編				
災害復旧・復興対策編	避難情報の解除等	1：水位周知河川である天野川及び穂谷川では、水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大が見られず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。 2：その他の河川等である北川、前川及びたち川（傍示川）では、当該河川の洪水キクル（洪水警報の危険度分布）で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本として解除するものとする。 3：立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（例：引き続き河岸侵食のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域）においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令すること等が考えられる。		
資料編				

避難情報の発令基準（土砂災害）

警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂災害危険度情報）が「警戒（赤）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）」となった場合 ※大阪府の土砂災害危険度情報におけるメッシュ番号「交野_10」「交野_14」「交野_18」「交野_22」「交野_24」は除く（この地域に基本的に人家がないため）。 2：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発令され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害の危険度分布（土砂災害危険度情報）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）」となった場合 ※大阪府の土砂災害危険度情報におけるメッシュ番号「交野_10」「交野_14」「交野_18」「交野_22」「交野_24」は除く（この地域に基本的に人家がないため）。 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害の発生が確認された場合
避難情報の解除等 - 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階、つまり大雨警報（土砂災害）の解除を基本として解除するものとする。災害が発生するおそれなくなった場合には、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的に避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に解除することが基本となる。 - 一方で、土砂災害が発生した箇所等については周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市は、国・府の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。また立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（例：引き続き土砂災害発生のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域）においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令すること等が考えられる。		

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第1 高齢者等避難

実施担当	本部事務局、情報総括班、福祉班
------	-----------------

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者等避難を発令・伝達する。

また、高齢者等以外の者に対しては、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

- (1) 市長は、河川及びため池で「避難判断水位（レベル3水位）」に達し、洪水による被害が発生するおそれがある場合は、その地区の住民に高齢者等避難を発令する。
- (2) 市長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等において、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」に定める基準を超過した場合に、その地区の住民に高齢者等避難を発令する。
- (3) 市は、防災行政無線（同報系、戸別受信機も含む。）や広報車等により、対象地区の住民等に高齢者等避難を発令し、周知にあたっては、避難行動要支援者等に配慮する。

第2 避難指示等

実施担当	本部事務局、情報総括班、福祉班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）
------	--

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要であると認める場合は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等の発令を行う。

避難のための立退きを行うことにより、かえって住民等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努め、これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

なお、市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うよう努める。

1. 避難のための立ち退き指示の権限（表）

実 施 者	種 類	要 件	根 拠
市 長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。 また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。	災害対策基本法 第 60 条第 1 項、 第 2 項及び 第 3 項
知 事 (指示)	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第 60 条第 6 項
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き、若しくは緊急安全措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第 61 条
知事、その命を受けた 職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 29 条
知事、その命 を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 第 25 条
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法 第 94 条第 1 項

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

2. 避難指示等の住民への周知

市は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地区名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

また、避難者等のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

第 3 避難者の誘導等

実施担当	本部事務局、インフラ対策班、福祉班、消防班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、交野市区長会、交野市消防団
------	--

1. 市

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

避難の誘導は、道路管理者が交野警察署の協力を得て避難路を確保するとともに、市が、自主防

災組織や区等と連携してできるだけ集団避難を行う。

また、避難行動要支援者支援事業に則して避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

なお、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、本市の個別避難計画や地域による地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等の多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため避難誘導を行う。

第4 広域避難

実施担当 本部事務局、避難対策班、福祉班、大阪府、関西広域連合

1. 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。

なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2. 他府県への広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては、府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。また、必要に応じて、府から助言を受けることができる。

第5 警戒区域の設定

実施担当 本部事務局、消防班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1. 設定者及び警戒区域の設定（表）

設定権者	種 類	要 件	根拠法令
市 長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
知 事	同上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
警察官	同上	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき。又はこれらの者から要請があったとき。	災害対策基本法第63条第2項

設定権者	種 類	要 件	根拠法令
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第 63 条第 3 項
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	(危険物の漏洩現場等で) 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき。	消防法 第 28 条第 1 項 及び第 2 項 第 23 条の 2 第 1 項及び 第 2 項
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法 第 21 条第 1 項 及び第 2 項
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき。	

※消防法第23条の2は、危険物漏洩等に対する警戒区域で、警察官ではなく警察署長が代行できる。

2. 規制の内容及び実施方法

市長は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立入禁止の措置を講ずるとともに、交野警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報等の重要度、情報を付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達経路

実施担当 各班、防災関係機関

市及び防災関係機関は、自ら管理する施設等に係る被害情報等を収集伝達するとともに、協力して被害情報等の共有を図る。

- (1) 災害情報収集の一元化を図るため、災害対策本部の本部指揮部責任者が被害情報の統括を行い、市長に報告を行う。
- (2) 災害対策本部の各部の責任者は、被害程度及び規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果をまとめ、本部事務局に報告を行う。
- (3) 防災関係機関は、自ら管理する施設等の被害の有無及び規模等を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果をまとめ、災害対策本部の本部指揮部本部事務局へ報告を行う。
- (4) 下表の項目については、各担当から府災害対策本部へも、電話、ファクシミリ、メール等で伝達するとともに、災害の危険が解消した段階で被害認定調査を行う。

調査項目	調査担当	府への伝達系統
人的・住家被害関係	医療衛生班、福祉班、消防班、建築物対策班	調査担当→市本部事務局→府危機管理室
危険物施設関係	消防班	各調査担当→府危機管理室
ライフライン関係	関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)等	
鉄道関係	西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)	
高圧ガス等施設関係	消防班	
教育関係	各施設管理者	各調査担当→府教育庁
社会福祉施設等関係	福祉班、社会福祉施設の管理者	各調査担当→府福祉部
医療関係	医療衛生班、各医療機関	調査担当→府健康医療部
毒劇物施設関係	消防班	
水道関係	水道班	
農地・ため池関係	インフラ対策班	各調査担当→府環境農林水産部
山地災害関係	環境衛生班	
ごみ処理施設関係	廃棄物処理班	

調査項目	調査担当	府への伝達系統
道路・橋梁関係	インフラ対策班	各調査担当→府都市整備部
河川関係	インフラ対策班	
砂防・がけ崩れ関係	インフラ対策班	
下水道関係	インフラ対策班	
公園関係	インフラ対策班	
公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	建築物対策班、インフラ対策班	調査担当→府都市整備部
文化財関係	各施設管理者	調査担当→市社会教育課文化財係 →府教育庁
救出・救助関係	交野警察署	調査担当→府警察本部

※被害程度の認定は、国が示す基準による。

第2 市における情報収集

実施担当	本部事務局、情報総括班
------	-------------

市は、災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ防災関係機関に迅速に伝達する。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者数）については、府が一元的に集約、調整を行い、必要に応じて市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みを行うため、市は、その情報を府に報告する。

また、市は、人的被害の数について広報を行う際には、府等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像・映像情報（無人航空機（ドローン等）による映像を含む。）を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

1. 被害状況の把握

市は、次の情報により、被害地域、被害の規模、安否不明者等の把握に努めるとともに、府・国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防本部への通報状況
- (3) 交野警察署からの被害情報（通報状況等）
- (4) 防災関係機関からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) 自主防災組織及び住民等からの情報
- (7) その他

2. 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、基本的に府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編	(1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。 (2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合事後速やかに府に報告を行う。 (3) 府へは、原則として府防災情報システムにより報告する。また、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等により報告する。 また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。 (4) 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。 (5) 本部事務局は、災害即報要領の即報基準に該当する場合、覚知後30分以内に第一報を府に報告し、以後判明したものを随時報告する。また、直接即報基準に該当する場合は国（消防庁）に対しても報告する。
災害予防対策編	
地震災害応急対策編	
風水害応急対策編	① 即報基準 ・災害救助法の適用基準に合致 ・災害対策本部を設置 ・がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・河川のあふれ、決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高い ② 直接即報基準 ※風水害に関する基準は現在ない。
その他災害応急対策編	
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	
南海トラフ地震防災対策推進計画編	
災害復旧・復興対策編	
資料編	

第3 通信手段の確保

実施担当	各班、防災関係機関、西日本電信電話㈱等
------	---------------------

- 市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。
- 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。
- 西日本電信電話株式会社等は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第2節 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に協議・調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。

なお、府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

市は、災害モード宣言における情報発信と連携し、必要とする災害広報を実施する。

災害宣言モードの発信の目安及び内容は以下の通りである。

(1) 発信の目安

① 台風

- ・気象台の予測で、強い台風が府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合
- ・大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合

② その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

(2) 発信の内容（台風）

- ① 自分の身の安全確保
- ② 出勤・通学の抑制
- ③ 市長の発令する避難情報への注意

第1 災害広報

実施担当	本部事務局、情報総括班、避難対策班、福祉班
------	-----------------------

市は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等の多様な方法により広報活動を実施する。

1. 広報の内容

(1) 台風接近時の広報

- ① 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- ② 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ③ 鉄道等の交通機関の運行状況

(2) 災害発生直後の広報

- ① 気象等の状況
- ② 避難行動要支援者への支援の呼びかけ 等
- ③ 土砂災害（二次災害）の危険性等

(3) その後の広報

- ① 二次災害の危険性
- ② 被災状況とその後の見通し
- ③ 被災者のために講じている施策

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編	④ ライフラインや交通施設等の復旧状況 ⑤ 医療機関等、スーパーマーケット、ガソリンスタンドの生活関連情報 ⑥ 交通規制情報 ⑦ 義援物資等の取扱い ⑧ 安否情報 等
災害予防対策編	2. 広報の方法 市は、広報の時期、対象者、緊急度、内容に応じて、的確な広報手段、表現をもって、住民への情報提供を行う。 なお、安否情報の提供、照会にあたって、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報保護に十分留意のうえで、速やかに行う。
地震災害応急対策編	(1) 一般向け ① 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等 ② 市ホームページへの災害情報の掲示・更新 ③ 防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）による放送 ④ 広報車両による巡回放送 ⑤ 自主防災組織、区等の市民団体への協力要請
風水害応急対策編	⑥ 新聞等の報道機関への協力要請 ⑦ 携帯メールや緊急速報メール ⑧ インターネットやSNSの活用 ⑨ ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供 ⑩ 臨時災害FM局の開設
その他災害応急対策編	(2) 避難者向け 避難所への派遣職員による館内放送、広報紙、ちらしの掲示・配付 (3) 避難行動要支援者向け 録音テープやファクシミリ等、多様な手段の活用により、視覚障がい者及び聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな情報提供
東海地震の警戒宣言に伴う対策編	3. 災害時の広報体制 市は、次の広報体制をとる。
南海トラフ地震防災対策推進計画編	(1) 市長が指名する災害広報責任者による情報の一元化 (2) 情報総括班の役割 ① 各班への広報資料の作成依頼、とりまとめ ② 防災関係機関との連絡調整
災害復旧・復興対策編	
資料編	
第2 報道機関との連携	
実施担当	情報総括班、日本放送協会（大阪放送局）、各民間放送株式会社

1. 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社MBSラジオ、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、

次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (2) 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合
- (3) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

2. 報道機関への情報提供

市は、災害に関する情報、被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

第3 広聴活動の実施

実施担当	情報総括班、総務班、防災関係機関
------	------------------

市及び防災関係機関は、被災地の住民の要望事項を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設する等の積極的な広聴活動を実施する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

市及び防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため、必要と認めた場合は、速やかに府及び他の市町村に対し応援を要請するとともに受入れ体制を整備し、被災者の救助等の応急対策に万全を期する。その際、新型インフルエンザ等感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、職員を派遣する場合は、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行うとともに、応援職員の派遣の際は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

なお、外部からの支援の受入れ体制や応援要請・受入れに関する手続き、支援を受ける業務等については、「交野市受援計画」に基づき実施する。

第1 府等への要請

実施担当 本部事務局、人事班、情報総括班

市長は、市単独で十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

1. 要請内容

- (1) 知事に対する応援の要求又は災害応急対策実施の要請（災害対策基本法第68条）
- (2) 他の市町村長に対する応援の要請（災害対策基本法第67条）
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- (4) 指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）
- (5) 知事に対する、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第30条第1項）
- (6) 知事に対する、他の市町村若しくは特定地方公共機関の職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第30条第2項）

なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

2. 要請方法

以下の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 職員の派遣
 - ① 派遣を要請する理由
 - ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ③ 派遣を必要とする期間
 - ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ⑤ その他必要な事項
- (2) 職員派遣のあっせん
 - ① 派遣のあっせんを求める理由
 - ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他必要な事項

3. 知事からの指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、又は他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市長の指揮の下に行動する。

4. 知事による応急措置の代行

知事は、府域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

第2 応援協定市への要請

実施担当	本部事務局
------	-------

市長は、市単独で十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に相互応援協定に基づき応援を要請する。

(1) 応援要請先

- ① 大規模災害相互物資援助協定
三重県名張市、奈良県香芝市
- ② 災害相互応援協定（京阪奈ブロック）
京都府八幡市、京都府京田辺市、奈良県生駒市、寝屋川市、枚方市
- ③ 災害相互応援協定（河北ブロック）
守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、大東市、四條畷市

(2) 要請の方法

応援協定に基づき、協定市に被害状況を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、急を伴う場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

(3) 応援の内容

- ① 食料・飲料水及び生活必需品の提供
- ② 被災者の救出・救護・防疫等の災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

④ 情報収集及び災害復旧活動に必要な職員の派遣

第3 広域応援等の受入れ

実施担当 本部事務局、人事班、大阪府、関西広域連合、防災関係機関

広域応援等を要請した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、広域防災拠点、その他適切な場所へ受入れる。

特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1. 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、交野警察署と連携し、物資の搬送拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2. 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所を設置する。

3. 資機材の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、防災関係機関

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区气象台等は被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行うとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、受援体制の充実・強化を図る。

第5 応急対策職員派遣制度に基づく支援

実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、防災関係機関

総務省は、府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第6 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催する。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うことから、市は、被災状況や対応状況等について、必要に応じ随時、府に報告する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第4節 自衛隊の災害派遣

市長は、市民の人命又は財産を保護するため、自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第1 知事への派遣要請の要求

実施担当 本部事務局、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、
陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）

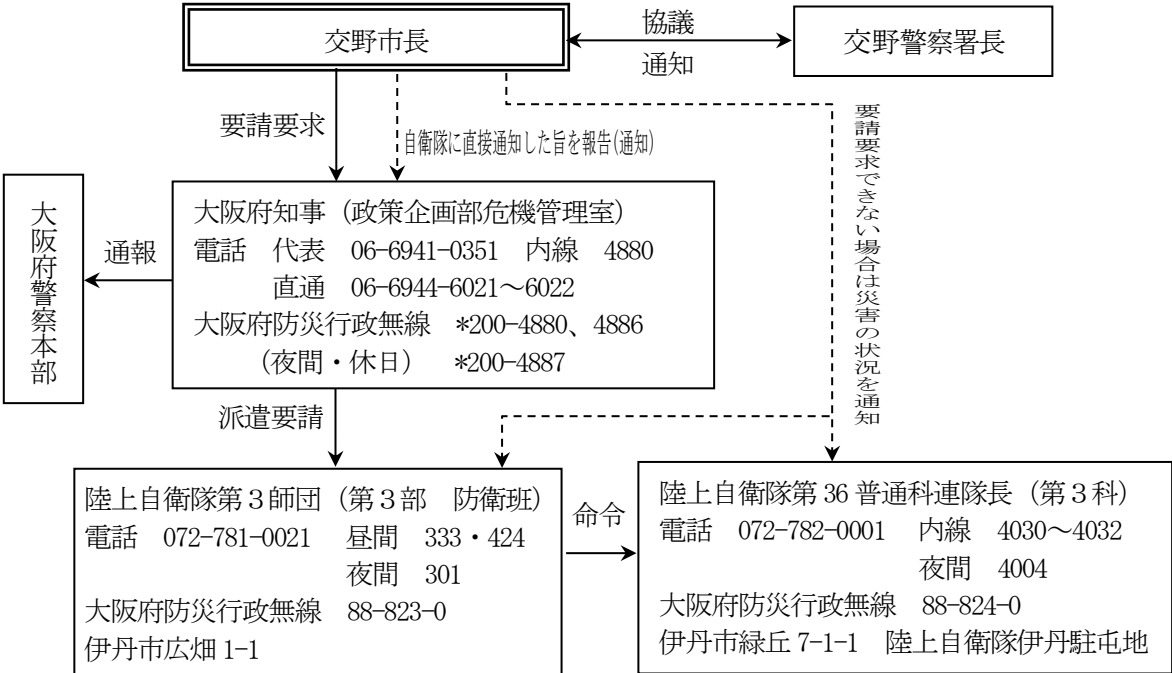
1. 災害派遣要請基準

市及び関係機関の機能をもってしても、応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し生命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請の要求を行う。

2. 災害派遣要請の要求手続

- (1) 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、迅速に交野警察署及び消防本部の関係機関と協議のうえ、知事に派遣要請の要求を行う。
- (2) 災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
- (3) 知事に派遣要請を要求できない場合は、その旨及び災害の状況を、直接、防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊長に通知することができ、その場合速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

【派遣要請系統図】



総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

3. 派遣部隊の活動

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等で状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難の指示等が発令され、安全面の確保等の必要がある場合は、避難者の誘導・輸送等を行い避難を援助する。
- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、傷病者等が発生した場合は、他の援助活動に優先して搜索活動を行う。
- (4) 水防活動
堤防及び護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬・積み込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められたものについて行う。
- (9) 炊飯及び給水
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (11) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等の危険物の保安措置及び除去を実施する。

4. 知事の派遣要請を待ついとまがない場合の災害派遣

災害の発生が突発的で、その援護が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

総則編	(1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
災害予防対策編	(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
地震災害応急対策編	(3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
	(4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
	(5) その他の災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第2 派遣部隊の受入れ

実施担当	本部事務局、人事班
------	-----------

自衛隊の派遣が決定したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

その他災害応急対策編	(1) 自衛隊の宿泊施設又は野営場所の準備を行う。
	(2) 派遣部隊の到着場所、駐車場等についてはあらかじめ適地を選定する。
	(3) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現場責任者を選定し、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業の推進を図る。
東海地震の警戒宣言に伴う対応編	(4) 自衛隊の部隊が行う作業が円滑・迅速に実施できるよう、作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
	(5) 災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。
	(6) 派遣部隊の装備及び携行品以外に必要とする物品は、市において負担する。

第3 撤収要請

実施担当	本部事務局
------	-------

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により、速やかに知事に撤収要請を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

資料編

第5節 救助・救急活動

市及び防災関係機関は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りながら、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 活動内容

実施担当	消防班、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）、交野市消防団
------	---

1. 災害発生状況の把握

市は、カメラ映像等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達を行う。

2. 救助・救急活動

市は、交野警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

また、消防団員も自主的に参集・配備し、情報収集活動等、次の活動を行う。

- ① 管轄地域における被害状況等の情報収集活動を行い、災害対策本部へ報告する。
- ② 管轄地域で発生した災害に対する救助及び応急救護等を行う。
- ③ 区、自主防災組織等の自主防災活動等を指導する。
- ④ 消防隊等の活動を支援する。

3. 相互応援

- (1) 市は、単独で十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合又は資機材が必要な場合は、府及び他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 市は、単独で災害応急対策が実施できない場合は、相互応援協定に基づき、速やかに応援要請を行う。また、相互応援協定に基づき、災害応急対策に従事する関係者に、被災状況、地理等の情報を提供する。
- (3) 市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

第2 各機関による連絡会議の設置

実施担当	消防班、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）
------	--

市及び防災関係機関は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第3 自主防災組織

実施担当	本部事務局、消防班、大阪府警察本部（交野警察署）
------	--------------------------

住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。

また、本部事務局、消防班及び交野警察署の関係機関との連携に努める。

第4 惨事ストレス対策

実施担当	医療衛生班、日本赤十字社（大阪府支部）
------	---------------------

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第6節 医療救護活動

市は、府及び医療関係機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 医療情報の収集・提供活動

実施担当	医療衛生班、大阪府、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会
------	---

市は、医療関係機関と密接な連携のもと、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）や医療情報連絡員を活用して、人的被害・医療施設の被災状況や空床状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。

また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

第2 現地医療対策

実施担当	医療衛生班、大阪府、日本赤十字社（大阪府支部）、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会
------	---

1. 医療救護班の編成・派遣

市は、災害の状況に応じ、市内の医療機関等の医師・看護師・保健師等を基準とした、医療救護班を速やかに編成・派遣し、医療救護活動を実施する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

また、医療関係機関が医療救護班の搬送手段を有しない場合には、市は府と連携して搬送手段を確保し、搬送を行う。

2. 応援の要請

市の医療救護班の体制をもって、医療救護が確保できないときは、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部等に応援を要請する。

3. 救護所の設置・運営

市は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

(1) 応急救護所

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が応急措置、トリアージ（負傷者選別）等の現場救急活動を行う救護所として、被害の状況に応じて災害現場付近に設置する。

(2) 医療救護所

各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、軽症患者の医療、被災者等の健康管理等を行う救護所として、避難所及び公共施設に設置する。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

(3) 救護所本部

ゆうゆうセンターを救護所の本部とする。

4. 医療救護班の受入れ・調整・業務

(1) 医療救護班の参集、受入れ及び救護所への配置調整を行う窓口は、救護所本部とする。

(2) 市は、市医師会と調整のうえ、救護所本部を開設・運営する。

(3) 医療救護班の搬送は、医療関係機関が所有する緊急車両等を活用するが、不足する場合等は、市が搬送手段を調達する。

(4) 医療救護班の業務

- ① 患者に対する応急処置
- ② 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ③ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- ④ 助産救護
- ⑤ 被災住民等の健康管理
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

実施担当	医療衛生班、消防班、物資班、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会、大阪府
------	---

1. 後方医療活動

市災害医療センター及び災害医療協力病院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

また、これら後方医療施設への患者の搬送については緊急を要するため、搬送手段の優先的確保等の配慮を行う。

(1) 受入れ医療機関の選定、患者搬送

市救護所本部は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、消防班若しくは医療機関に救急車による患者の搬送を要請する。

(2) 市災害医療センター（社会医療法人信愛会交野病院）の活動

次の活動を行う。

- ① 市域の医療拠点としての患者の受入れ
- ② 災害拠点病院と連携しながら、迅速かつ的確な患者搬送のための、医療機関相互の連絡及び調整

(3) 災害医療協力病院の活動

災害医療協力病院は、市災害医療センターと協力し、率先して患者を受入れる。

また、医療衛生班への派遣についても協力する。

(4) 患者搬送手段の確保

① 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として、市が所有する救急車で実施する。
救急車が確保できない場合は、府及び市が搬送車両を確保する。

② 航空機搬送

市は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等による搬送が必要な場合は、府に対して派遣を要請する。

府は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等、航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

2. 広域的後方医療活動

市救護所本部は、救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合、府と調整して被災地以外の災害拠点病院等に広域的後方医療活動を要請する。

なお、航空輸送を要する場合は、物資班に臨時ヘリポートの確保を要請するとともに、臨時ヘリポートへの搬送手段と経路を確保する。

第4 医薬品等の確保・供給活動

実施担当	医療衛生班、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会、北河内薬剤師会、大阪府
------	---

医療救護活動に必要な医療器具・医薬品・衛生材料等については、医療救護班が携行するとともに、市の現有するものを使用するが、不足する場合は、市が、地域の医療関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達や供給活動を実施する。

さらに、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

実施担当	医療衛生班、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会
------	---

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等の関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第6 医療救護活動に関する府の組織体制

実施担当	大阪府
------	-----

市は、迅速かつ連続して適切な医療活動が行えるよう府の各組織体制を把握し、活動に努める。

1. 大阪府保健医療調整本部（本部長：大阪府健康医療部長）

保健医療活動の総合調整を行うため、大阪府災害対策本部の下に設置する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

2. DMAT調整本部

DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、大阪府保健医療調整本部の下に設置する。

3. DMAT・SCU本部

広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT調整本部の下に設置する。

第7節 交通規制・緊急輸送活動

道路管理者は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

市及び防災関係機関は、救助・救急・水防・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送活動に努める。

第1 交通規制

実施担当	インフラ対策班、近畿地方整備局、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、西日本高速道路㈱（関西支社）
------	---

1. 実施責任者

災害により、交通施設・道路等に危険な状況が予想され、又は発見したときや通報により認知したときは、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止又は制限を行うが、道路管理者及び交野警察署長は密接な連携のもとに適切な処置をとる。

交通規制の実施責任者及び範囲

実施責任者		範 囲	根 拠 法
道路 管 理 者	府 知 事 市 長 近畿地方 整備局長	1. 道路の破損・決壊その他の事由により危険であると認められる場合	道路法第46条 第1項
		2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	
警 察	公 安 委員会	1. 災害応急対策に従事する者や、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条第1項
		2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合、通行禁止その他の交通規制を実施する場合	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を実施する場合	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路においての交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項
		道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項

第2 緊急通行車両の確認

実施担当	本部事務局、物資班、防災関係機関
------	------------------

大阪府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、市及び防災関係機関は、大阪府公安委員会に対して、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

1. 申請手続き

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、市長は、「緊急通行車両確認申請書」を府又は大阪府公安委員会に提出する。

2. 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の確認を受けた場合は、知事又は大阪府公安委員会から証明書及び標章を交付されるので、車両の前面の見やすい位置に貼付けて輸送を実施する。

第3 陸上輸送

実施担当	本部事務局、インフラ対策班、物資班、消防班、近畿地方整備局、大阪府警察本部（交野警察署）、大阪府、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）、日本郵便(株)近畿支社、日本通運(株)（大阪支店）、西日本高速道路(株)（関西支社）、（一社）大阪府トラック協会
------	---

1. 緊急交通路の確保

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市は、府警察及び道路管理者と連携して、災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」（交野市周辺では、国道1号と国道163号）及び高速自動車国道等（交野市周辺では、第二京阪道路）に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

交野警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

これを受けて、交野警察署及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、市及び府に連絡する。

① 点検

道路管理者は、使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び交野警察署に連絡する。

② 通行規制

道路管理者は、道路の破損、欠損により通行が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、交野警察署と協議し、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

③ 道路の啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場

合においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放[※]する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

※運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(5) 交通規制の標識等の設置

道路管理者及び交野警察署は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象及び期間等を表示した標識を設置する。

2. 緊急交通路の周知

市は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3. 輸送手段の確保

市及び関係機関は、民間事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

なお、大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合の協力を得る場合は、府を通じて要請する。

4. 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、国が指定した重要物流道路及びその代替道路・補完道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第4 航空輸送

実施担当	本部事務局、物資班
------	-----------

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1. 輸送基地の確保

(1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無や、利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 市は、大阪市消防局・府警察・自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

2. 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局・府警察・自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第8節 二次災害の防止

市及び防災関係機関は、洪水・土砂災害等による被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて、住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等

実施担当	インフラ対策班、大阪府、ため池管理者
------	--------------------

※公共土木施設（河川施設、砂防施設、地すべり施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設）

1. 被災施設及び危険箇所の点検・応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

市は、必要に応じて、府に斜面判定士の派遣を要請する。

2. 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設及び危険箇所への立入制限を実施する。

第2 建築物等

実施担当	建築物対策班
------	--------

1. 公共建築物

市は、公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2. 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定士の派遣を府へ要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等に、その応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

空き家等については、平常時から災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

3. 宅地

市は、宅地の被害状況を府に報告するとともに、対象とする区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。

被災宅地応急危険度判定士は、府への要請等により確保し、判定ステッカーの貼付等により、宅

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

実施担当 消防班

1. 施設の点検・応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。
市は、必要に応じて、立入検査を行う等の適切な措置を講ずる。

2. 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。
また、必要に応じて、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第9節 ライフラインの確保

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

なお、災害により途絶したライフライン施設について、速やかに応急措置等を進めるとともに応急供給及びサービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

実施担当	水道班、インフラ対策班、西日本電信電話(株)等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)
------	--

ライフライン事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し市に報告する。

第2 上水道

実施担当	水道班、情報総括班、本部事務局、大阪広域水道企業団
------	---------------------------

- (1) 応急措置
- 被害の拡大のおそれがある場合、直ちに止水に努めるとともに、施設の稼働停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部や交野警察署及び住民に通報する。
- (2) 応急給水及び復旧
- ① 給水車・トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- ② 被害状況、復旧の難易度を勘案して、医療機関等の重要給水施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- ③ 被害状況によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業者等の応援を要請する。
- (3) 広報
- 被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達するとともに、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで、住民等への幅広い広報に努める。

第3 下水道

実施担当	インフラ対策班、総括班
------	-------------

- (1) 応急措置
- ① 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発電機によるポンプ運転を行う。
- ② 下水管渠の被害には、汚水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- ③ 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて、施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防本部や交野警察署及び住民に通報する。
- (2) 応急対策
- ① 被害状況に応じて、緊急度の高いものから応急対策を行う。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

- ② 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者の支援を要請する。
- (3) 広報
- ① 生活水の節水に努めるよう広報する。
- ② 被害状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関及び報道機関に伝達し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等について住民に広報する。

第4 電気通信

実施担当 西日本電信電話(株)等、KDD I (株) (関西総支社)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

- (1) 通信の非常疎通措置
- 災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
- ① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- ② 通信疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ③ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- ④ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。
- (2) 被災地域特設公衆電話の設置
- 災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- (3) 設備の応急対策
- ① 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一として速やかに実施する。
- ② 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のある工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- ③ 応急復旧にあたっては、行政機関や他の事業者と連携し早期復旧に努める。
- (4) 広報
- 災害に伴う電気通信設備等の応急対策については、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第5 電力

実施担当 関西電力(株)、関西電力送配電(株)

- (1) 応急措置
- 感電事故、漏電火災等の二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、消防本部、交野警察署及び住民に通報する。
- (2) 応急供給
- ① 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- ② 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ③ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両により応急送電を行う。
- ④ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ること等電気施設及び電気機器の使用上の注意について住民に広報する。

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 ガス	
実施担当	大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化・打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

- ① 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- ② 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ③ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上でガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ① 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を住民に対して広報する。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第10節 交通の維持復旧

鉄道及び道路の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確認するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

実施担当	インフラ対策班、近畿地方整備局、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株)（交野営業所）、西日本高速道路(株)（関西支社）
------	---

1. 被害状況の報告

各施設の管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市に報告する。

2. 各施設の管理者における対応

(1) 鉄道施設

- ① 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、交野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ② 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設

- ① 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、交野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ② 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等の適切な措置を講ずる。

第2 交通の機能確保

実施担当	インフラ対策班、近畿地方整備局、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株)（交野営業所）、西日本高速道路(株)（関西支社）
------	---

1. 障害物の除去

各管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

2. 各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設

- ① 線路、保安施設、通信施設等の列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- ② 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。
- ③ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

(2) 道路施設

- ① 被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、緊急輸送路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁・トンネル等の復旧に時間を要する箇所

を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

- ② 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- ③ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行うとともに、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- ④ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第11節 農産業関係応急対策

市及び農業協同組合は、農産業に関する応急対策を講ずる。

実施担当	インフラ対策班、総務班、北河内農業協同組合
------	-----------------------

1. 農業用施設

市は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

2. 農作物

(1) 技術の指導

市及び農業協同組合は、府の協力を得て、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等応急措置の技術指導を行う。

(2) 主要農作物種子の確保、あっせん

市は、府に対して、水稻、小麦、大豆の種子の確保、災害応急種子もみのあっせん等を要請する。

(3) 園芸種子の確保あっせん

市は、府に対して、園芸種子需給安定措置要綱に基づく、一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに要請する。

(4) 病虫害の防除

市は、府が行う病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導に協力する。

3. 畜産

市は、府の協力を得て、家畜伝染病の予防等を行い家畜被害の未然防止に努める。

(1) 家畜伝染病の防止

- ① 府及び畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
- ② 必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設置し、府と協力して伝染病の発生防止に努める。
- ③ 伝染病発生畜舎等の消毒を実施する。
- ④ 必要に応じ、家畜伝染病予防法に基づき、家畜防疫員の派遣を要請について、府と協議する。

(2) 一般疾病対策

一般疾病の発生に際しては、治療を要する場合は、獣医師会に対し、協力を要請する。

(3) 飼料対策

被害状況及び家畜数に応じて必要量を取りまとめ、国に供給を要請する。

第12節 災害救助法の適用

市が自ら実施する災害応急措置のうち、一定の規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を府知事に要請し、同法に基づき実施する。

なお、知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

実施担当	本部事務局、避難対策班、建築物対策班、水道班、給食班、物資班、医療衛生班、消防班、児童・生徒対策班、市民班、福祉班
------	---

1. 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施し、市長は、知事が行う救助を補助する。
ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長が着手し、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。
また、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合は、知事の通知する内容と期間について市長が当該事務を実施する。（災害救助法第13条）

2. 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。
ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与【避難対策班、建築物対策班】
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給【物資班、避難対策班、水道班、給食班】
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与【物資班、避難対策班】
- (4) 医療及び助産【医療衛生班】
- (5) 被災者の救出【消防班】
- (6) 被災した住宅の応急修理【建築物対策班】
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与【本部事務局、総務班】
- (8) 学用品の供与【児童・生徒対策班】
- (9) 埋葬【市民班、福祉班】
- (10) 死体の搜索及び処理【福祉班】
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【インフラ対策班、廃棄物処理班】

3. 災害救助法の救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法並びに実費弁償の一般基準は、府災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合は、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。

4. 適用申請

本部事務局は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みが

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

ある場合は、直ちにその状況を市長に報告するとともに府に情報提供する。

(1) 適用基準

人口が5～10万人に該当する本市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- ① 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、80世帯以上に達した場合に適用される。
- ② 府内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が40世帯以上に達する場合に適用される。
- ③ 府内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合に適用される。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するときに適用される。

(2) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

- ① 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1
- ② 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1／2
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

第13節 指定避難所の開設・運営等

市は、災害が発生したとき、施設管理者の協力を得て、交野市避難所運営マニュアルに沿って、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずる。また、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

さらに、災害による家屋の浸水、損壊、流失により、避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。

府は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

第1 指定避難所の開設

実施担当 本部事務局、情報総括班、避難対策班、福祉班、現地避難対策部各班

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難指示等が発令された場合は、避難対象地区や災害の状況等に応じた安全な指定避難所を指定する。

また、自主避難者から避難所開設の要求があったときや、市が必要と認めたときは、別に定める要綱に基づき、自主避難所を開設する。

防災行政無線（同報系）等により、対象地区住民等に開設する指定避難所を周知するとともに、避難対策部各班は、速やかに指定された指定避難所に責任者を派遣し、施設の安全性の確保に努める。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者に開設を要請する。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置及び府への要請等により必要な施設の確保を図る。

指定避難所の開設にあたっては、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第2 指定避難所の管理・運営

実施担当 避難対策班、総務班、福祉班、医療衛生班

市は、施設管理者の協力を得て、交野市避難所運営マニュアルに沿って、指定避難所を管理・運営する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

なお、運営に関しては、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援し、この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性・妊娠婦や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市と協力して、応急仮設住宅の建設等避難者の住宅の確保に努める。

1. 避難受入れの対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

- ① 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
- ② 現に災害を受けた者であること。

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ① 避難指示が発せられた場合
- ② 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) その他避難が必要と認められる場合

2. 指定避難所の管理・運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、交野市避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して指定避難所の円滑な管理・運営に努める。

(1) 避難者の受入れ

避難所責任者は、次の点に留意して避難者を受入れる。

- ① 避難地域の被災者を受入れるとともに、他地区より避難してきた被災者を受入れる。
- ② 避難者の受入れをしたときは、別に定める避難所収容者名簿を作成する。
- ③ 被災者の受入れにあたり当該避難所が被害を受け、受入れ困難となったとき、又は受入れ力に余力がないときは、他地区の避難所等への受入れに努める。
- ④ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

(2) 指定避難所の管理、運営

避難所責任者は、次のことを行う。

- ① 施設の管理者、警察官、区の役員や自主防災組織の協力を得て、指定避難所の管理、運営を行う。
- ② 指定避難所が閉鎖されるまで、日報に救助実施を記録し、収容状況を部責任者に報告する。
- ③ 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握に努め、状況を避難対策班に報告する。また、部責任者は状況を府に報告する。
- ④ 次の事項が発生したときは、直ちに情報班に報告する。
 - ア 受入れが可能となったとき。
 - イ 受入れ者が死亡したとき。
 - ウ 指定避難所に感染症が発生したとき。
 - エ その他緊急の対策を必要とする事態が発生したとき。
- ⑤ 混乱防止のため、避難者心得、応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。

- ⑥ 良好な生活環境維持のため、生活ルール、保健衛生等を徹底する。
- ⑦ 避難行動要支援者の収容状況やニーズを把握し、区等と協力して支援する。
- ⑧ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- ⑨ 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料を確保する。
- (3) 指定避難所の管理、運営支援
- 避難対策部各班は、避難所生活を支援するため、次の対策を行う。
- ① 長期化した場合、自治運営組織づくりや男女のニーズの違い等に配慮したプライバシー保護対策を促進する。また、必要に応じて、入浴施設及び洗濯機等の確保を行う。暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- ② 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
- ③ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ④ 福祉班等と連携し、避難所の避難行動要支援者向けの福祉サービス等を確保する。
- ⑤ 情報総括班と連携し、避難所への掲示・配布用の広報紙等を確保する。
- ⑥ 医療衛生班と連携し、巡回健康相談等のサービスを確保する。
- ⑦ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- ⑧ 相談窓口を設置する（女性相談員の配置に配慮する）。
- ⑨ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ⑩ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ⑪ 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む。）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- ⑫ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。
- ⑬ 指定避難所における新型インフルエンザ等感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、本部指揮部は、医療衛生班及び避難対策班と避難所の運営に必要な情報について協議し共有する。
- (4) 避難者の他地区への移送
- 市は、市内の避難所収容力の不足等により、他市の避難所等への移送が決定されたときは、市保有の車両又は借上げ車両により避難者を移送する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第3 指定避難所の早期解消のための取組み等

実施担当	避難対策班、総務班、建築物対策班
------	------------------

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者の低減に向けた方策を検討する。

第14節 緊急物資の供給

市は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は、府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待たないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。

第1 給水活動

実施担当	水道班、大阪府、大阪広域水道企業団
------	-------------------

市は、府及び府内水道（用水供給）事業体等の関係機関と相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

1. 市、府内水道（用水供給）事業体

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 耐震型緊急用貯水槽を活用した飲料水の応急給水の支援
- (2) 浄水池・配水池及びその周辺での活動拠点の設置
- (3) 重要給水施設での給水の実施
- (4) 貯水槽等からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- (5) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- (6) 給水用資機材の調達
- (7) 応援給水のために必要な情報の提供
- (8) ボトル水・缶詰水等の物資集積場所への配布
- (9) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (10) 市から供給する飲料水の水質検査

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

2. 大阪府

府は、市の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 府内水道（用水供給）事業体の給水拠点の活用に関する調整
- (2) 給水用資機材調達に関する総合調整
- (3) 給水活動に関する応援の調整、情報の提供
- (4) 飲料水の水質検査
- (5) ボトル水・缶詰水等の配布（災害時用備蓄水の配布）

第2 食料・生活必需品の供給

実施担当	給食班、物資班
------	---------

市は、府及び関係機関の協力を得て、迅速かつ円滑に食料・生活必需品を供給する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

1. 市

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。

不足する場合は、府等に応援を要請する。

他の市町村、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

2. 府への要請

市は、物資の調達が困難な場合、府に対し、必要量、受入れ拠点等を示して食料、毛布、日用品、炊き出し用燃料等の供給を要請する。

3. その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品（精米等）及び政府米の供給に関する連絡
- (2) 日本赤十字社大阪府支部
毛布・日用品等の備蓄物資の供給
- (3) 近畿経済産業局
生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- (4) 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保

第15節 保健衛生活動

市は、府及び防災関係機関の協力を得て、感染症・食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第1 防疫活動

実施担当	医療衛生班、環境衛生班、大阪府、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会
------	---

市は、府及び関係機関の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携を図りながら、患者等の人権に配慮し、防疫活動を実施する。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、府と市が協力、連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1. 市

- (1) 府及び関係機関の指導・指示により、次の防疫活動を実施する。
 - ① 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - ② 鼠族・昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - ③ 指定避難所の防疫指導
 - ④ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - ⑤ 衛生教育及び広報活動
- (2) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自ら防疫活動を行うことが困難なときは、府に協力を要請する。
- (4) その他、感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

2. 府

- 府は、次の措置を行う。
- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※
 - (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
 - (3) 市に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。
 - (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
 - (5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要性があると認めたときは、臨時の予防接種を行い又は市に対して指示を行う。（予防接種法第6条）
 - (6) 衛生教育及び広報活動を行う。
 - (7) その他、感染症法により、自ら措置し又は市への必要な指示等を行う。

※一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）

第2 被災者の健康維持活動

実施担当	医療衛生班、福祉班、大阪府、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会
------	---

市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災者の健康状態や栄養状態を十分に把握するとともに、助言・加療等の被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

1. 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所や社会福祉施設、応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談・訪問指導・健康教育・健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市に助言する。

2. 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第3 保健衛生活動における連携体制

実施担当	医療衛生班、大阪府、防災関係機関
------	------------------

市は、保健衛生活動において、市域での対処が困難になった場合は、府及び関係機関に応援を要請する。

また、市は、発災後、迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第4 動物保護等の実施

実施担当 環境衛生班、大阪府

市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1. 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2. 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 府は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。

3. 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときには、府、交野警察署、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
策編 その他災害応急対
言に伴う対応編 東海地震の警戒宣
南海トラフ地震防 災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第16節 避難行動要支援者への支援

市は、府及び防災関係機関と協力しながら、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

なお、府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市町村へ派遣し、支援する。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

実施担当 本部事務局、福祉班、医療衛生班、交野市区長会

1. 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市は、災害発生時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、府が示す指針に基づき、市が作成する「避難行動要支援者支援事業」に則して、地域の福祉関係者等をはじめ、必要に応じて地区や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の支援に努める。

なお、生命又は身体の安全及び財産を保護するうえで緊急を要するときは、本人同意のない避難行動要支援者情報についても個人情報保護に配慮しつつ、救助関係機関等に情報提供する。

また、府及び関係機関の協力を得て、保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見・保護に努める。

(2) 被災状況の把握

社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

2. 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅・指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

実施担当 福祉班、医療衛生班、建築物対策班、（社福）交野市社会福祉協議会

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1. 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、交野市社会福祉協議会等と連携して、被災した避難行動要支援者に対して、居宅・指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、府及び関係機関の協力を得て、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2. 避難行動要支援者への緊急入所等

市は、府及び福祉関係機関の協力を得て、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、被災により、居宅・指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3. 広域支援体制の確立

市は、府に対して避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を提供し、必要に応じて介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行われるよう要請する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第17節 被災者の生活支援

第1 支援体制

実施担当 各班、(社福) 交野市社会福祉協議会

市は、大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

また、市は、支援体制の整備にあたり、府の支援を受けるとともに、府が定めた「大阪府災害等応急対策実施要領」に基づき、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行う。

第2 住民等からの問い合わせ

実施担当 情報総括班、市民班、消防班、大阪府警察本部（交野警察署）

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、交野警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待を受けた者や、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第18節 社会秩序の維持

市及び防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努め、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

実施担当 情報総括班

市は、各種の応急対策の推進や実情周知による心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

実施担当 本部事務局、情報総括班、大阪府警察本部（交野警察署）、交野市区長会

交野警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

実施担当 総務班、北大阪商工会議所

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

1. 物価の安定

市は、買い占め・売り惜しみをする業者に対して勧告・公表等を含む適切な措置を講ずるよう府に要請する。

2. 消費者情報の提供

市は、北大阪商工会議所と連携して、生活必需品等の在庫量と適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3. 生活必需品等の確保

市は、北大阪商工会議所と連携して、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

4. 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第19節 住宅の応急確保

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 住宅の応急確保

実施担当 建築物対策班、大阪府

1. 実施者

応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理は、災害救助法により知事が行うが、市長に委任された場合には、災害救助法の実施要領をふまえ、次のように行う。

2. 被災住宅の応急修理

市は、府から委任された場合には、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者について、住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最少限度の部分を応急修理する。

3. 住居障害物の除去

- (1) 市は、府から委任された場合には、がけ崩れや浸水等により、居室・炊事場・玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしても除去できない者に対して障害物の除去を行う。
- (2) 府は、市から障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

4. 応急仮設住宅の建設

市は、府から委任された場合には、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整し、二次災害にも十分配慮したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

- (1) 建設型応急住宅の管理は、住民等の協力を求めて行う。
- (2) 府と協力し、集会施設等の生活環境の整備を促進する。
- (3) 建設型応急住宅を供与期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (4) 高齢者、障がい者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。

5. 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

6. 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

7. 公共住宅への一時入居

市は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じて、府等と連携して、公営住宅の空き家への一時入居の措置を講ずる。

8. 住宅に関する相談窓口の設置等

市は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第2 罹災証明の発行

実施担当 市民班、交野市区長会

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

なお、地区等は家屋被害認定調査に協力し、地区内の被害状況や地理を説明する。

(1) 被害家屋調査の準備

市は、被害状況の速報を基に、税務関係職員を中心とした調査員を確保する。また、調査担当地区と担当調査員の編成表を作成し、調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

被害家屋を対象に2人1組で被害程度を被災者から聴き取り、実測等により調査し、調査票に記録する。

(3) 罹災台帳の作成

調査票を基に、罹災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

(4) 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋の罹災証明書を発行する。

(5) 再調査の申出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

市は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者

に連絡するとともに、必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

なお、判定が困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。

(6) 罹災証明に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第20節 応急教育及び保育対策

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、園児・児童・生徒の保護及び教育施設の保全措置を講ずるとともに、施設の被害又は児童・生徒の被災により、通常の実業が行えない場合に対処し、教育施設の応急復旧と被災園児・児童・生徒に応急教育を実施するためのものである。

第1 緊急保護対策

実施担当 避難対策班、児童・生徒対策班、園児対策班、給食班、議会班

1. 園児・児童・生徒の保護

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市長、教育長若しくは校（園）長の状況判断により、休校（園）措置等を行う等の臨機の処置をとる。
- (2) 授業開始後にあって施設の安全が確保されない場合は、注意事項を徹底させ早急に帰宅させる。ただし、保護者不在の者又は居住区域に危険のおそれがある者は、指定避難所で保護する。
- (3) 登校前に休校（園）措置を決定したときは、直ちにその旨を確実な方法で保護者・児童・生徒等に周知する。
- (4) 校（園）長は、休校（園）措置をとった場合は、直ちに市長若しくは教育長に報告する。
- (5) 校（園）長は、府教育委員会からラジオ・テレビ等を通じて統一的な指示が行われた場合は、その指示に従って適切な措置をとる。

2. 教育施設の保全

教育施設の被害を最小限にするため、校（園）長は、施設の保全措置を講ずるとともに、特に火災等の二次災害の予防、停電・断水等に対する応急措置を講ずる。

避難対策班は、学校に指定避難所を開設する場合、授業の維持・再開を考慮して、あらかじめ定める指定避難所の利用スペース・設備等を校（園）長に確認して、本部事務局に連絡する。

第2 教育施設の応急整備

実施担当 建築物対策班

- (1) 教育施設に被害が発生した場合は、施設管理者は建築物対策班に速やかにその状況を報告する。
- (2) 建築物対策班は、被害状況を記録、撮影し、速やかに施設の応急復旧を実施するとともに、本部事務局に連絡し、代替校舎の確保などの調整に努める。

第3 応急教育体制の確立

実施担当 児童・生徒対策班、給食班

1. 応急教育の実施

- (1) 応急教育
 - ① 校舎の大部分が使用できないときは、隣接の学校等の適当な施設を利用する。
 - ② 長期にわたる休業の場合については、自宅学習又は各地の組織に区分して応急教育を実施するとともに、家庭訪問等を実施し、児童・生徒の被災状況の把握に努める。

- ③ 学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(2) 応援要請

市での応急教育体制の確保が困難な場合は、府教育委員会に応急教育の指導助言、教職員の確保、他市町村への児童・生徒の受入れについて要請し、必要に応じて児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

2. 学校給食の応急措置

市は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧等の措置を講ずる。

第4 就学援助等

実施担当	児童・生徒対策班、園児対策班、大阪府
------	--------------------

1. 就学援助等に関する措置

市は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2. 学用品の支給

- (1) 学用品の支給は、住家の災害により学用品を失うなど就学上支障のある園児・児童・生徒に対して行う。
- (2) 学用品の支給は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ① 教科書及び教材
 - ② 文房具
 - ③ 通学用品
- (3) 学用品の支給を必要とするとき、校（園）長は、補給を要する学用品の実数を直ちに教育委員会に報告し、この報告に基づき教育委員会が認定を行い、業者から調達し供給する。

3. 健康維持の実施

市及び校（園）長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、四條畷保健所・子ども家庭センター等の機関と連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第5 給食の措置

実施担当	給食班
------	-----

学校給食はできる限り継続実施する。ただし、次のような事情が発生した場合については一時中止する。なお、給食再開にあたっては衛生管理に十分注意すること。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助法のための炊き出しに学校給食施設を使用した場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

- (3) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想される場合
- (4) 職員の確保や給食物資の調達が困難な場合
- (5) その他給食の実施が外因的事情により不可能な場合

第6 保育安全計画

実施担当	園児対策班
------	-------

保育所等の施設については、上記の計画に準じて保育園児の安全に十分考慮するとともに、保護者との連携を密に実施する。

第7 文化財

実施担当	文化観光課
------	-------

指定災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は、被害状況を調査し市社会教育課文化財係に報告する。

また、市は、被害報告を府教育庁文化財保護課委員会に報告する。

府教育庁文化財保護課は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市社会教育課文化財係を経由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第21節 廃棄物の処理

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第1 ごみ処理

実施担当	廃棄物処理班
------	--------

1. 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2. 処理活動

(1) 市

ごみの処理は、四條畷市交野市清掃施設組合で行うが、必要に応じて他市へごみの受入れを要請する。

- ① 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- ② 必要に応じて、一時保管場所を設置する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ ごみの分別、排出ルールを住民に周知、徹底する。
- ⑤ 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- ⑥ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的な処理を行う。

(2) 府

市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。

第2 し尿処理

実施担当	廃棄物処理班
------	--------

1. 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2. 処理活動

(1) 市

収集したし尿は、乙辺浄化センターで処理するが、必要に応じて、府、他市へし尿の受入れを要請する。

- ① 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- ② 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの環境衛生の保全を図る。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

(2) 府

- ① 府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。
- ② 市から災害し尿等の収集運搬について協力要請があった場合には、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。

第3 災害廃棄物等処理

実施担当 廃棄物処理班、インフラ対策班

1. 初期対応

災害発生直後から、次の点に留意して処理計画を立て、必要な体制等を確保する。

- (1) 損壊建物数等の情報を収集し、発生する災害廃棄物等の種類等を勘案し、全体量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、大量の災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2. 処理活動

(1) 市

- ① 被災者生活支援法による解体・撤去が適用された損壊建築物については、市が行う。
- ② 災害廃棄物等処理については、危険なもの及び通行上支障のあるもの等を優先して収集・運搬する。
- ③ 災害廃棄物等は、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、処分量の減量化を図る。
- ④ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- ⑤ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- ⑥ 必要に応じて、府及び近隣市町村並びに関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
- ⑦ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

(2) 府

- ① 市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルートの確保を応援する。
- ② 市の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。
全体処理計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。
- ③ 市が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会に対して協力を要請する。
- ④ 府域で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確保するため、関西広域連合、他の府県や国に対し応援を要請する。
- ⑤ 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力の

もと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。

- ⑥ 必要に応じて、近畿地方整備局と港湾内における災害廃棄物の仮置場の確保について調整する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第22節 遺体対策

市及び交野警察署は、遺体対策について、必要な措置をとる。

第1 交野警察署

実施担当 大阪府警察本部（交野警察署）

1. 災害発生地域における遺体の早期収容に努め、医師との連携に配慮し、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
2. 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市及び関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

第2 市

実施担当 福祉班、市民班

1. 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体については、警察による検視（死体調査）、医師による検案（死因その他の医学的検査）を行う。
2. 身元不明の遺体については、交野警察署その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
3. 遺族が遺体対策を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が必要に応じて民間の葬儀社と連携し、実施する。
 - (1) 遺体の洗浄・消毒等の処置を行う。
 - (2) 遺体への対処やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - (3) 仮埋葬をしなくても済むような遺体対策の検討に努める。
 - (4) 遺体の火葬・遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。
4. 遺体安置所の設定
 - (1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、避難者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
 - (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うため、警察、その他の関係機関と連携を図る。
 - (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
 - (4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
 - (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
 - (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄する

- ために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (7) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。
- (8) 自ら遺体対策の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

総則編
災害予防対策編
地震災害応急対策編
風水害応急対策編
その他災害応急対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対策編
南海トラフ地震防災対策推進計画編
災害復旧・復興対策編
資料編

第23節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、防災関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1 ボランティアの受入れ

実施担当 福祉班、(社福) 交野市社会福祉協議会

市は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、交野市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と連携し、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握するものとする。

また、市は、府と連携し、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

1. 受入れ

(1) 活動内容

市は、次の活動内容のボランティアの支援を得る。

- ① 指定避難所内における給食・清掃等の運営補助
- ② 被災者に対する炊き出し
- ③ 救助物資の仕分け・配布
- ④ 高齢者・障がい者等避難行動要支援者の介助
- ⑤ 被災者のニーズ把握や安否確認
- ⑥ 在住外国人への通訳
- ⑦ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

福祉班は、市が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、交野市社会福祉協議会に連絡する。

(3) 受入れ窓口の開設

交野市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。

また、被災者ニーズ等への対応を図るため、発災時における対応等について、大阪府社会福祉協議会との情報交換に努める。

2. 活動支援体制

市は、災害ボランティアセンターの活動を支援する。

(1) 必要資機材及び活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

- (2) 災害情報の提供
ボランティア関係団体に対して災害の状況、災害応急対策の実施状況等の情報を提供する。

第2 義援金・物資の受付・配分

実施担当 福祉班、物資班、総務班、（社福）交野市社会福祉協議会

1. 義援金

- (1) 受付
① 福祉班、総務班は、義援金の受付窓口を開設し、本市の被災者あてに寄託される義援金を受け付ける。
② 日本赤十字社大阪府支部に寄託される義援金は、総務班において受け付ける。
③ 大阪府共同募金会に寄託される義援金は、交野市社会福祉協議会において受け付ける。
- (2) 配分
① 総務班は、本市の被災者あてに寄託された義援金及び府、日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。
② 義援金の配分については、配分方法、伝達方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。
③ 定められた方針及び所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

2. 義援物資

- (1) 受付
物資班は、義援物資の受付窓口を開設し、本市の被災者あてに寄託される義援物資を物資輸送拠点（総合体育施設）で受け付ける。
なお、事前に内容を確認できない個人による物資は受け付けないこととし、被災者が必要としている物資の募集広報に努める。
- (2) 配分
① 本市の被災者あてに寄託された義援物資及び府、日本赤十字社等から配分を委託された義援物資を配分する。
② 義援物資の配分については、配分方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。
③ 配分計画に基づき、義援物資を避難所等へ搬送し、配分する。
④ 配分は、避難所内住民組織、ボランティア等の協力を得て実施する。
⑤ 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、物資輸送拠点（総合体育施設）で保管する。

3. 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編

第3 海外からの支援の受入れ

実施担当 人事班

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1. 国との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2. 支援の受入れ

- (1) 次のことを確認の上、受入れの準備をする。
 - ① 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - ② 被災地域のニーズと受入れ体制
- (2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ① 案内者、通訳等の手配
 - ② 活動拠点、宿泊場所等の確保

第24節 広域一時滞在への対応

実施担当 本部事務局、物資班、福祉班、避難対策班

市は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行い、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、府は、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。市長は、協議を受けた際は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

総則編

災害予防対策編

地震災害応急対策編

風水害応急対策編

その他災害応急対策編

東海地震の警戒宣言に伴う対応編

南海トラフ地震防災対策推進計画編

災害復旧・復興対策編

資料編